

平成31年4月18日開催

由利本荘市農業委員会総会議事録

由利本荘市農業委員会

由利本荘市農業委員会総会（平成31年第4回）議事録

1. 開催日時 平成31年4月18日（木曜日）午後2時30分
2. 開催場所 本荘由利広域行政センター「学習ホール」
3. 出席委員（18名）

1番 小松忠彦	15番 小松幸夫
3番 遠藤幸男	16番 大場弥吉
5番 富樫公一	17番 佐藤喜勝
8番 佐藤崇	18番 岡部五一郎
9番 畑山留美子	19番 古関幸子
10番 佐々木亨	20番 佐々木純一
11番 佐藤俊和	21番 齋藤誠
12番 大瀧浪雄	22番 佐々木知榮
13番 佐藤秀孝	23番 佐藤和子
4. 欠席した委員（6名）

2番 熊谷正博
4番 眞坂平通
6番 石井勲
7番 庄司和夫
14番 小野眞一
24番 佐藤系悦
5. 議事日程第1号 平成31年4月18日 午後2時30分開会
 - 第1. 議事録署名委員指名
 - 第2. 会議書記任命
 - 第3. 会期決定
 - 第4. 会務報告
 - 第5. 報告第1号 農業委員会等に関する法律第26条第3項の規定に基づく職員の任免について
 - 第6. 議案第30号 農地法第3条の規定による使用貸借権設定の件
 - 第7. 議案第31号 農地法第3条の規定による所有権移転の件
 - 第8. 議案第32号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定の件
 - 第9. 議案第33号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権移転の件
 - 第10. 議案第34号 農業経営基盤強化促進法に基づく所有権移転の件
 - 第11. 議案第35号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画（案）の作成の件
 - 第12. 議案第36号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく利用権移転の件
 - 第13. 議案第37号 農地法第4条第1項の規定による使用目的変更の件
 - 第14. 議案第38号 農地法第5条第1項の規定による使用目的変更に伴う所有権移転の件
 - 第15. 議案第39号 農地法第2条第1項の農地に該当しない旨（非農地）の判断について
6. 本日の会議に付した事件
議事日程第1号のとおり
7. 出席した事務局職員
事務局長 高橋孝紀、次長 柳田保、

農地班長	遠藤 仁、	主席主査	佐々木 淳、
主査	釜台 勇樹、	主任	佐々木 智慧、
主事(矢島庶務班)	村上 崇敬、	主任(岩城庶務班)	佐賀 歩、
主査(由利庶務班)	加川 長太、	主事(大内庶務班)	池田 卓也、
主任(東由利庶務班)	白土 雄太郎、	主事(西目庶務班)	高橋 菜摘、
主任(鳥海庶務班)	櫻井 浩規		

8. 総会議長

大場 弥吉 (会長職務代理者)

9. 議事録署名委員

20番 佐々木 純一

21番 齋藤 誠

10. 会議の概要

○議長

これより、平成31年4月1日公示招集されました、平成31年第4回総会を開会いたします。ただいまの出席委員は、委員総数24名中18名であります。

2番・熊谷正博委員、4番・眞坂平通委員、6番・石井勲委員、7番・庄司和夫委員、14番・小野眞一委員、24番・佐藤系悦委員より欠席の届出があります。

出席委員は、過半数に達しております。よって、本日の会議は成立いたしました。

また、本日の総会には、農地利用最適化推進委員も出席しておりますのでご報告いたします。

本日の提出案件は、報告第1号並びに議案第30号から議案第39号までの計11件であります。

○議長

それでは、これより議事に入ります。本日の議事は、議事日程第1号をもって進めます。これに、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議ないものと認めます。

よって、本日の議事は、議事日程第1号をもって進めます。

○議長

日程第1、「議事録署名委員の指名」を行います。会議規則第12条の規定に基づき、議事録署名委員に、20番・佐々木純一委員、21番・齋藤誠委員の両名を指名いたします。

○議長

日程第2、「会議書記」には、事務局職員を任命いたします。

○議長

日程第3、「会期決定」の件を議題といたします。お諮りいたします。本日の会議の会期は、本日1日限りとして、これに、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議ないものと認めます。

よって、本日の会議の会期は、本日1日限りとして決定いたしました。

○議長

日程第4、「会務報告」を事務局より報告いたします。

○事務局長

(会務報告を朗読して説明する)

○議長

日程第5、報告第1号「農業委員会等に関する法律第26条第3項の規定に基づく職員の任免について」を議題とし、事務局より説明を求めます。

○事務局

(案件を朗読して説明する)

○議長

報告第1号の説明が終わりました。本件は報告事項でありますので、質問・意見を省略して、報告のとおり承認することに決定してご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議ないものと認め、報告のとおり承認することに決定いたしました。

ただいまより転入・併任職員の紹介をいたしますので、暫時休憩いたします。

【職員紹介】

○議長

会議を再開いたします。

日程第6、議案第30号「農地法第3条の規定による使用貸借権設定の件」を議題とし、事務局より説明を求めます。

○事務局(大内・西目)

(各地域ごとに、議案書に基づいて取扱件数を述べ朗読し、申請事由は農業者年金受給に伴う経営移譲の新規又は再設定である旨述べ説明する)

○議長

ここで、事務局より農地法に基づく説明を求めます。

○事務局

ただいま説明いたしました案件につきましては、農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。よろしく願いいたします。

○議長

議案第30号の説明が終わりましたので、ご質問・ご意見を承ります。ご質問・ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問・ご意見ないものと認めます。

お諮りいたします。議案第30号は、申請が適法と認め、許可することに賛成の諸君の挙手を求めます。

【挙手全員】

挙手全員であります。

よって、議案第30号は、申請が適法と認め、許可することに決定いたしました。

○議長

日程第7、議案第31号「農地法第3条の規定による所有権移転の件」を議題とし、事務局より説明を求めます。

○事務局(本荘・大内)

(各地域ごとに、議案書に基づいて取扱件数を述べ朗読し、申請事由は譲受人の要望ある旨述べ説明する)

べ説明する)

○議長

ここで、事務局より農地法に基づく説明を求めます。

○事務局

ただいま説明いたしました案件につきましては、農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。よろしく願いいたします。

○議長

議案第31号の説明が終わりましたので、ご質問・ご意見を承ります。ご質問・ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問・ご意見ないものと認めます。

お諮りいたします。議案第31号は、申請が適法と認め、許可することに賛成の諸君の挙手を求めます。

【挙手全員】

挙手全員であります。

よって、議案第31号は、申請が適法と認め、許可することに決定いたしました。

○議長

日程第8、議案第32号「農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定の件」を議題としますが、本議案の1番から2番までにつきましては、12番・大瀧浪雄委員が関係する事案でありますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき退席していただきます。

暫時休憩いたします。

【大瀧浪雄委員退席】

○議長

会議を再開いたします。

議案第32号1番から2番までにつきましては、農業経営基盤強化促進法に基づく説明を含めて、事務局より説明を求めます。

○事務局（本荘）

（議案書に基づいて取扱件数を述べ朗読し、賃借権の新規、期間は3年である旨述べ、「こちらの計画の内容につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号を満たしております」と説明する）

○議長

議案第32号1番から2番までの説明が終わりましたので、ご質問・ご意見を承ります。ご質問・ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問・ご意見ないものと認めます。

お諮りいたします。議案第32号1番から2番までは、原案どおり承認することに、賛成の諸君の挙手を求めます。

【挙手全員】

挙手全員であります。

よって、議案第32号1番から2番までは、原案どおり承認することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

【大瀧浪雄委員着席】

○議長

会議を再開いたします。

次に、本議案の3番から4番までにつきましては、17番・佐藤喜勝委員が関係する事案でありますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき退席していただきます。

暫時休憩いたします。

【佐藤喜勝委員退席】

○議長

会議を再開いたします。

議案第32号3番から4番までにつきましては、農業経営基盤強化促進法に基づく説明を含めて、事務局より説明を求めます。

○事務局（岩城）

（議案書に基づいて取扱件数を述べ朗読し、賃借権の新規、期間は5年である旨述べ、「こちらの計画の内容につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号を満たしております」と説明する）

○議長

議案第32号3番から4番までの説明が終わりましたので、ご質問・ご意見を承ります。ご質問・ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問・ご意見ないものと認めます。

お諮りいたします。議案第32号3番から4番までは、原案どおり承認することに、賛成の諸君の挙手を求めます。

【挙手全員】

挙手全員であります。

よって、議案第32号3番から4番までは、原案どおり承認することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

【佐藤喜勝委員着席】

○議長

会議を再開いたします。

次に、本議案の5番から6番までにつきましては、10番・佐々木亨委員が関係する事案でありますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき退席していただきます。

暫時休憩いたします。

【佐々木亨委員退席】

○議長

会議を再開いたします。

議案第32号5番から6番までにつきましては、農業経営基盤強化促進法に基づく説明を含めて、事務局より説明を求めます。

○事務局（大内）

（議案書に基づいて取扱件数を述べ朗読し、賃借権の新規、期間は10年である旨述べ、「こちらの計画の内容につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号を満たしております」と説明する）

○議長

議案第32号5番から6番までの説明が終わりましたので、ご質問・ご意見を承ります。ご質問・ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問・ご意見ないものと認めます。

お諮りいたします。議案第32号5番から6番までは、原案どおり承認することに、賛成の諸君の挙手を求めます。

【挙手全員】

挙手全員であります。

よって、議案第32号5番から6番までは、原案どおり承認することに決定いたしました。暫時休憩いたします。

【佐々木亨委員着席】

○議長

会議を再開いたします。

次に、議案第32号7番から98番までにつきまして、事務局より説明を求めます。

○事務局（本荘・矢島・岩城・由利・大内・東由利・西目・鳥海）

（各地域ごとに、議案書に基づいて取扱件数を述べ朗読し、賃借権又は使用貸借権の新規又は再設定、期間は1年又2年又は3年又は5年又は6年又は10年又である旨述べ説明する）

○議長

ここで、事務局より農業経営基盤強化促進法に基づく説明を求めます。

○事務局

ただいま説明いたしました計画の内容につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号を満たしております。よろしく願いいたします。

○議長

議案第32号7番から98番までの説明が終わりましたので、ご質問・ご意見を承ります。ご質問・ご意見ございませんか。

【18番手を挙げる】

○議長

18番・岡部五一郎委員。

○18番（岡部五一郎委員）

本荘地域でA法人が受け手になっていますが、法人代表者の職名が取締役と記載されています。他の法人では代表理事等のように記載されていますが、代表などと付されていないことも問題はないのでしょうか。

○議長

事務局。

○事務局

A法人については取締役という名称で登記されているもので、議案の表記はそのままです。ただ代表権の有無についてはただいま資料を持ち合わせておりませんので、確認させていただきたいと思っております。

○議長

18番いかがですか。

【18番手を挙げる】

○議長

18番・岡部五一郎委員。

○18番（岡部五一郎委員）

契約自体に問題がなければそれで良いと思います。

○議長

他にございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問・ご意見ないものと認めます。

お諮りいたします。議案第32号7番から98番までは、原案どおり承認することに、賛成の諸君の挙手を求めます。

【挙手全員】

挙手全員であります。

よって、議案第32号7番から98番までは、原案どおり承認することに決定いたしました。

○議長

日程第9、議案第33号「農業経営基盤強化促進法に基づく利用権移転の件」を議題としますが、本議案につきましては、10番・佐々木亨委員が関係する事案でありますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき退席していただきます。

暫時休憩いたします。

【佐々木亨委員退席】

○議長

会議を再開いたします。

議案第33号につきまして、農業経営基盤強化促進法に基づく説明を含めて、事務局より説明を求めます。

○事務局（大内）

（議案書に基づいて取扱件数を述べ朗読し、賃借権の移転、期間は2年である旨述べ、「こちらの計画の内容につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号を満たしております」と説明する）

○議長

議案第33号の説明が終わりましたので、ご質問・ご意見を承ります。ご質問・ご意見ございませんか。

【15番手を挙げる】

○議長

15番・小松幸夫委員。

○15番（小松幸夫委員）

利用権を移転する場合、移転回数の制限はありますか。

○議長

事務局。

○事務局

移転の回数には特に制限はないと思います。

○議長

15番いかがですか。他にございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問・ご意見ないものと認めます。

お諮りいたします。議案第33号は、原案どおり承認することに、賛成の諸君の挙手を求めます。

【挙手全員】

挙手全員であります。

よって、議案第33号は、原案どおり承認することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

【佐々木亨委員着席】

○議長

会議を再開いたします。

日程第10、議案第34号「農業経営基盤強化促進法に基づく所有権移転の件」を議題としますが、本議案の1番につきましては、22番・佐々木知榮委員が関係する事案でありますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき退席していただきます。

暫時休憩いたします。

【佐々木知榮委員退席】

○議長

会議を再開いたします。

議案第34号1番につきまして、農業経営基盤強化促進法に基づく説明を含めて、事務局より説明を求めます。

○事務局（矢島）

（議案書に基づいて取扱件数を述べ朗読し、農業公社を介する案件である旨述べ、「こちらの計画の内容につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号を満たしております」と説明する）

○議長

議案第34号1番の説明が終わりましたので、ご質問・ご意見を承ります。ご質問・ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問・ご意見ないものと認めます。

お諮りいたします。議案第34号1番は、原案どおり承認することに、賛成の諸君の挙手を求めます。

【挙手全員】

挙手全員であります。

よって、議案第34号1番は、原案どおり承認することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

【佐々木知榮委員着席】

○議長

会議を再開いたします。

次に、議案第34号2番から3番までにつきまして、農業経営基盤強化促進法に基づく説明を含めて、事務局より説明を求めます。

○事務局（本荘）

（議案書に基づいて取扱件数を述べ朗読し、農業公社を介する案件である旨述べ、「こちらの

計画の内容につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号を満たしております」と説明する)

○議長

議案第34号2番から3番までの説明が終わりましたので、ご質問・ご意見を承ります。ご質問・ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問・ご意見ないものと認めます。

お諮りいたします。議案第34号2番から3番までは、原案どおり承認することに、賛成の諸君の挙手を求めます。

【挙手全員】

挙手全員であります。

よって、議案第34号2番から3番までは、原案どおり承認することに決定いたしました。

○議長

日程第11、議案第35号「農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画(案)の作成の件」を議題としますが、本議案の1番につきましては、5番・富樫公一委員が関係する事案でありますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき退席していただきます。

暫時休憩いたします。

【富樫公一委員退席】

○議長

会議を再開いたします。

議案第35号1番につきまして、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく説明を含めて、事務局より説明を求めます。

○事務局(本荘)

(議案書に基づいて取扱件数を述べ朗読し、賃借権の新規、期間は10年である旨述べ、「こちらの計画の内容につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項の各号を満たしております」と説明する)

○議長

議案第35号1番の説明が終わりましたので、ご質問・ご意見を承ります。ご質問・ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問・ご意見ないものと認めます。

お諮りいたします。議案第35号1番は、原案が適当と認め、異存ない旨の意見を付して由利本荘市長に送付することに、賛成の諸君の挙手を求めます。

【挙手全員】

挙手全員であります。

よって、議案第35号1番は、原案が適当と認め、異存ない旨の意見を付して由利本荘市長に送付することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

【富樫公一委員着席】

○議長

会議を再開いたします。

次に、本議案の2番から3番までにつきましては、10番・佐々木亨委員が関係する事案でありますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき退席していただきます。

暫時休憩いたします。

【佐々木亨委員退席】

○議長

会議を再開いたします。

議案第35号2番から3番までにつきまして、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく説明を含めて、事務局より説明を求めます。

○事務局（大内）

（議案書に基づいて取扱件数を述べ朗読し、賃借権又は使用貸借権の新規、期間は10年である旨述べ、「こちらの計画の内容につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項の各号を満たしております」と説明する）

○議長

議案第35号2番から3番までの説明が終わりましたので、ご質問・ご意見を承ります。ご質問・ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問・ご意見ないものと認めます。

お諮りいたします。議案第35号2番から3番までは、原案が適当と認め、異存ない旨の意見を付して由利本荘市長に送付することに、賛成の諸君の挙手を求めます。

【挙手全員】

挙手全員であります。

よって、議案第35号2番から3番までは、原案が適当と認め、異存ない旨の意見を付して由利本荘市長に送付することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

【佐々木亨委員着席】

○議長

会議を再開いたします。

次に、議案第35号4番から8番までにつきまして、事務局より説明を求めます。

○事務局（大内・鳥海）

（各地域ごとに、議案書に基づいて取扱件数を述べ朗読し、使用貸借権の新規、期間は10年である旨述べ説明する）

○議長

ここで、事務局より農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく説明を求めます。

○事務局

ただいま説明いたしました計画の内容につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項の各号を満たしております。よろしく願います。

○議長

議案第35号4番から8番までの説明が終わりましたので、ご質問・ご意見を承ります。ご質問・ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問・ご意見ないものと認めます。

お諮りいたします。議案第35号4番から8番までは、原案が適当と認め、異存ない旨の意見を付して由利本荘市長に送付することに、賛成の諸君の挙手を求めます。

【挙手全員】

挙手全員であります。

よって、議案第35号4番から8番までは、原案が適当と認め、異存ない旨の意見を付して由利本荘市長に送付することに決定いたしました。

○議長

日程第12、議案第36号「農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく利用権移転の件」を議題とし、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく説明を含めて、事務局より説明を求めます。

○事務局（矢島）

（議案書に基づいて取扱件数を述べ朗読し、賃借権の移転、期間は20年である旨述べ、「こちらの計画の内容につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項の各号を満たしております」と説明する）

○議長

議案第36号の説明が終わりましたので、ご質問・ご意見を承ります。ご質問・ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問・ご意見ないものと認めます。

お諮りいたします。議案第36号は、原案が適当と認め、異存ない旨の意見を付して由利本荘市長に送付することに、賛成の諸君の挙手を求めます。

【挙手全員】

挙手全員であります。

よって、議案第36号は、原案が適当と認め、異存ない旨の意見を付して由利本荘市長に送付することに決定いたしました。

○議長

日程第13、議案第37号「農地法第4条第1項の規定による使用目的変更の件」を議題とし、はじめに1番につきまして、事務局より説明を求めます。

○事務局（本荘）

（議案書に基づいて取扱件数を述べ朗読し、以下のとおり説明する）

22ページをご覧ください。申請地は由利本荘市役所小友出張所から南へ約500mに位置します。本年4月に小友出張所機能は廃止となりましたが、申請書を受理した3月時点では出張所機能があったことから、農地区分は第2種農地と判断します。

転用事業の概要ですが、申請者は現在、建設会社を営んでおりますが、会社が所有している資材置場が手狭となったため、申請地を転用し新たな資材置場を造成し、営んでいる会社に賃貸しようとするものです。申請地は現資材置場の隣接地であるため、利便性が高いことから適地として選定されました。

申請地は第2種農地であるため、他に目的を達成できる土地がないか申請地周辺の非農地箇所を含めて検討した結果、事業に必要な面積が確保できないことや地権者との折り合いがつかないこと等、代替地としての取得が困難であり当該農地以外に代替する土地が認められず、やむを得ず選定したものです。資金計画については全額自己資金です。これは預金通帳の写しで確認しました。他法令の許認可見込みですが、農振農用地からの除外について前回総会で異存のない旨の意見をいただいております。令和元年5月下旬決定公告予定です。

申請地は、立地基準上は第2種農地に区分されると判断されます。第2種農地については、他の土地への立地が可能な場合は原則不許可ですが、事業目的、事業面積、立地場所等を勘案し、申請地の周辺に当該申請内容を達成できることが可能な土地はないと認められます。

以上により、農地区分等の立地基準、転用目的等の一般基準からみても許可相当と判断します。なお、本案件については、秋田県農業会議に意見聴取する必要がありませんので、本総会

で許可することに決定した場合は、令和元年5月に予定されている農振農用地の除外公告日の翌日付けで許可する予定です。

○議長

議案第37号1番の説明が終わりました。現地調査報告につきましては、平成31年第3回総会議案第28号「由利本荘農業振興地域整備計画の変更案に対する意見について」の審議の際に、既に報告を受けておりますので、省略いたします。

次に、議案第37号2番につきまして、事務局より説明を求めます。

○議長（矢島）

（議案書に基づいて取扱件数を述べ朗読し、以下のとおり説明する）

24ページをご覧ください。申請地は由利本荘市役所矢島総合支所から北へ約3kmに位置します。農地区分は、周囲を山林等に囲まれ一体として利用することが困難な小規模農地であることから、他の農地区分に該当しない第2種農地と判断します。

転用事業の概要ですが、申請地の地目はもともと山林となっておりますが、地籍調査により畑に変更された経緯があり、その後葉たばこを栽培しておりましたが、日当たりが悪く、このたび杉を植林し、周囲と同様の山林にしようとするものです。

申請地は第2種農地であるため、他に目的を達成できる土地がないか申請地周辺の非農地箇所を含めて検討した結果、事業に必要な面積が確保できないことや地権者との折り合いがつかないこと等、代替地としての取得が困難であり当該農地以外に代替する土地が認められず、やむを得ず選定したものです。資金計画については全額自己資金です。これは預金通帳の写しで確認しました。

申請地は、立地基準上は第2種農地に区分されると判断されます。第2種農地については、他の土地への立地が可能な場合は原則不許可ですが、事業目的、事業面積、立地場所等を勘案し、申請地の周辺に当該申請内容を達成できることが可能な土地はないと認められます。

以上により、農地区分等の立地基準、転用目的等の一般基準からみても許可相当と判断します。なお、本案件については、いずれの農地にも該当しない第2種農地であり、申請面積が30aを超えますので、秋田県農業会議の意見聴取の対象になります。本総会で許可相当と決定した場合は、秋田県農業会議に諮問のうえ、許可相当の答申があり次第許可することになります。

○議長

議案第37号2番の説明が終わりました。これより現地調査を行った結果につきまして、ご報告をお願いいたします。

調査員、22番・佐々木知榮委員。

○22番（佐々木知榮委員）

去る4月15日午前9時より、私と佐藤系悦委員、事務局の村上主事の3人で現地調査を行ってきました。

24ページの配置図をご覧ください。申請地は由利本荘市役所矢島総合支所から北へ約3kmに位置し、周囲を山林に囲まれていました。被害防除計画では、汚水及び生活雑排水は発生しません。雨水は自然浸透します。隣接している周囲の山林は自己所有であるため被害は及ぼしません。

以上により、周辺農地にかかる営農条件への支障は問題ないものと確認してきました。

○議長

ご苦労さまでした。

ただいまの議案第37号の事務局説明、現地調査報告につきまして、ご質問・ご意見を承ります。ご質問・ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問・ご意見ないものと認めます。

事務局説明のとおり、議案第37号1番は、秋田県農業会議の意見を必要としない議案であり、議案第37号2番は秋田県農業会議の意見を必要とする議案でありますので、はじめに秋田県農業会議の意見を必要としない議案につきましてお諮りいたします。

議案第37号1番は、申請が適法と認め、許可することに賛成の諸君の挙手を求めます。

【挙手全員】

挙手全員であります。

よって、議案第37号1番は、申請が適法と認め、許可することに決定いたしました。

次に、秋田県農業会議の意見を必要とする議案につきましてお諮りいたします。

議案第37号2番は、申請が適法と認め、許可相当とし、秋田県農業会議に諮問することに賛成の諸君の挙手を求めます。

【挙手全員】

挙手全員であります。

よって、議案第37号2番は、申請が適法と認め、許可相当とし、秋田県農業会議に諮問のうえ、許可相当の答申があり次第、許可することに決定いたしました。

○議長

日程第14、議案第38号「農地法第5条第1項の規定による使用目的変更に伴う所有権移転の件」を議題とし、事務局より説明を求めます。

○事務局（本荘）

（議案書に基づいて取扱件数を述べ朗読し、以下のとおり説明する）

26ページをご覧ください。申請地は由利本荘市役所小友出張所から南東へ約450mに位置します。本年4月に小友出張所機能は廃止となりましたが、申請書を受理した3月時点では出張所機能があったことから、農地区分は第2種農地と判断します。

転用事業の概要ですが、申請者は現在、社会福祉事業を営んでいますが、申請地を譲受け、新たに地域密着型介護福祉施設を建設しようとするものです。事業計画ではパーク一体型の地域密着型介護福祉施設の建設を計画しているため、事業として合計約19,000㎡の土地が必要であり、候補地の農地外の土地だけでは必要面積に満たないため、申請地を含め隣接する雑種地等と一体利用するとともに、国道と接しているため適地として選定されました。

申請地は第2種農地であるため、他に目的を達成できる土地がないか申請地周辺の非農地箇所を含めて検討した結果、事業に必要な面積が確保できないことや地権者との折り合いがつかないこと等、代替地としての取得が困難であり当該農地以外に代替する土地が認められず、やむを得ず選定したものです。資金計画については借入資金及び補助金です。借入金については融資予定証明書及び平成31年3月に議決された市の予算説明資料で確認しました。他法令の許認見込みですが、農振農用地の除外について前回総会で異存のない旨の意見をいただいております。令和元年5月下旬決定公告予定です。

申請地は、立地基準上は第2種農地に区分されると判断されます。第2種農地については、他の土地への立地が可能な場合は原則不許可ですが、事業目的、事業面積、立地場所等を勘案し、申請地の周辺に当該申請内容を達成できることが可能な土地はないと認められます。

以上により、農地区分等の立地基準、転用目的等の一般基準からみても許可相当と判断します。なお、本案件については、申請面積が30aを超えますので、秋田県農業会議の意見聴取の対象になります。本総会で許可相当と決定した場合は、秋田県農業会議に諮問のうえ、許可相当の答申があり次第許可をすることになりますが、令和元年5月に予定されている農振農用地の除外公告日の翌日付けで許可する予定です。

○議長

議案第38号の説明が終わりました。現地調査報告につきましては、平成31年第3回総会議案第28号「由利本荘農業振興地域整備計画の変更案に対する意見について」の審議の際に、既に報告を受けておりますので、省略いたします。

ただいまの議案第38号の事務局説明につきまして、ご質問・ご意見を承ります。ご質問・ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問・ご意見ないものと認めます。

事務局説明のとおり、議案第38号は、秋田県農業会議の意見を必要とする議案であります。お諮りいたします。議案第38号は、申請が適法と認め、許可相当とし、秋田県農業会議に諮問することに賛成の諸君の挙手を求めます。

【挙手全員】

挙手全員であります。

よって、議案第38号は、申請が適法と認め、許可相当とし、秋田県農業会議に諮問のうえ、許可相当の答申があり次第、許可することに決定いたしました。

○議長

日程第15、議案第39号「農地法第2条第1項の農地に該当しない旨（非農地）の判断について」を議題とし、はじめに1番につきまして、事務局より説明を求めます。

○事務局（本荘）

（議案書に基づいて取扱件数を述べ朗読し、以下のとおり説明する）

28ページをご覧ください。申請地は烏川放牧場の東側に位置する山林に囲まれた日当たりの悪い農地で、平成17年より耕作しておらず、雑草や雑木が生い茂り、現在は原野となっております。さらに、現地までの道が崖崩れや陥没しており、維持管理は困難と思われま

す。このため、農地に復元するための条件整備が著しく困難であると判断され、農地法第2条の農地に該当しないものと思われま

○議長

議案第39号1番の説明が終わりました。これより現地調査を行った結果につきまして、ご報告をお願いいたします。

調査員、12番・大瀧浪雄委員。

○12番（大瀧浪雄委員）

去る4月15日午前9時より、私と本間初推進委員、事務局の遠藤班長、佐々木主席主査の4人で現地調査を行ってきました。

事務局から説明のあったとおり、現地は日当たりが悪く、雑草や雑木が生い茂り、原野化しておりました。

このため農地への復元は困難であり、農地法第2条の農地に該当しないものと確認して参りました。

○議長

ご苦労さまでした。

次に、議案第39号2番につきまして、事務局より説明を求めます。

○事務局（由利）

（議案書に基づいて取扱件数を述べ朗読し、以下のとおり説明する）

29ページをご覧ください。申請地は由利高原ふれあい農場から北西に約1.2kmに位置します。申請地は約30年ほど前から耕作しておらず、隣地から杉が自然派生し山林化しております。

このため、農地に復元するための条件整備が著しく困難であると判断され、農地法第2条の農地に該当しないものと思われま

○議長

議案第39号2番の説明が終わりました。これより現地調査を行った結果につきまして、ご報告をお願いいたします。

調査員、11番・佐藤俊和委員。

○11番（佐藤俊和委員）

去る4月4日午前8時30分より、私と伊藤剛推進委員、庶務班の加川主査の3人で現地調査を行いました。

29ページをご覧ください。申請地は由利高原ふれあい農場から北西に約1.2kmに位置します。申請地は30年ほど前から耕作しておらず、全体的に杉が生い茂り山林化しております。このため、農地への復元は困難であり、農地法第2条の農地に該当しないものと確認してまいりました。

○議長

ご苦労さまでした。

ただいまの議案第39号の事務局説明、現地調査報告につきまして、ご質問・ご意見を承ります。ご質問・ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問・ご意見ないものと認めます。

お諮りいたします。議案第39号は、農地法第2条第1項の農地に該当しないと判断することに賛成の諸君の挙手を求めます。

【挙手全員】

挙手全員であります。

よって、議案第39号は、農地法第2条第1項の農地に該当しないと判断することに決定いたしました。

○議長

この際、お諮りいたします。今総会で決定されました議案において、その字句、数字、その他文案等の整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思います。これに、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議ないものと認めます。よってそのように決定いたしました。

以上をもちまして、本日の議事日程は、すべて終了いたしました。これをもちまして、本日の会議を閉会いたします。

（午後3時55分閉会）

由利本荘市農業委員会会議規則第12条第1項の規定によりここに署名する。

由利本荘市農業委員会

総 会 議 長 佐 藤 系 悦

議事録署名委員 佐々木 純 一

議事録署名委員 齋 藤 誠